



平成28年 5 月13日

各 位

上 場 会 社 名 麻生フオームクリート株式会社
代 表 者 代表取締役社長 河村 洋介
(J A S D A Q コード番号 1 7 3 0)
問 合 せ 先 責 任 者 常務取締役 花岡 浩一
事業支援本部長
(TEL. 0 4 4 - 4 2 2 - 2 0 6 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年 5 月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年 6 月28日開催予定の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役として適切な人材の招聘を容易にし、また監査役として有用な人材の登用を可能にし、それぞれ期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第26条（取締役との責任限定契約）及び第35条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。
なお、第26条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役との責任限定契約)</u> <u>第26条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で同法第423条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第26条～第33条 (条文省略)	第27条～第34条 (現行どおり)
(新設)	<u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第35条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第423条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第34条～第41条 (条文省略)	第36条～第43条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会決議 平成28年 5 月13日
株主総会開催日 平成28年 6 月28日 (効力発生日)

以上